

令和2年度 高松市職員募集要項

〈事務（大学）・技術職（大学・短大）・医療職・消防職〉

【受験申込期間：令和2年5月25日（月）～令和2年6月8日（月）】

〈令和2年度 高松市職員採用試験の主な変更点〉

◎多様な人材を確保するため、次の採用枠を設けます。詳細については、8月3日（月）から配布開始予定の募集要項で必ず確認してください。

*「経験者対象」の職種として、従来の「事務（UIJ ターン）」の職種に代えて、「事務【職務経験者対象】」、「事務【行政実務経験者対象】」を設けます。

*「事務【職務経験者対象】」、「事務【行政実務経験者対象】」及び「土木【経験者対象】」については、全国の会場で受験可能なテストセンター方式での試験を実施します。

〈重要〉

6月28日（日）に実施を予定していた「消防」及び「消防（救急救命士）」の第1次試験は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6月27日（土）に変更します。詳細は、裏面を確認してください。

1 職種、採用予定人員及び受験資格等

職 種	採用予定人員	受 験 資 格 等	
事 務	20人程度	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは令和3年3月までに卒業する見込みの人又はこれらに相当する資格を有すると市長が認める人で、昭和63年4月2日以後に生まれた人	
事 務 (新型コロナウイルス 感染症雇用対策)	5人程度	学校教育法による高等学校以上（大学、短期大学及び高等専門学校を含む。）を卒業後、 <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、正規職員として内定を受けていた民間企業等から内定取消しを受けた(注3・注4)人</u> で、昭和63年4月2日以後に生まれた人	
土 木	3人程度	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは令和3年3月までに卒業する見込みの人又はこれらに相当する資格を有すると市長が認める人で、昭和63年4月2日以後に生まれた人	
建 築	1人程度		
土木（短大）	2人程度	学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した人若しくは令和3年3月までに卒業する見込みの人又はこれらに相当する資格を有すると市長が認める人（大学を卒業した人・大学を卒業する見込みの人を除く。）で、平成3年4月2日以後に生まれた人	
薬 剤 師	2人程度	薬剤師の免許を有する人又は令和3年に実施される国家試験に合格する見込みの人で、昭和60年4月2日以後に生まれた人	
栄 養 士	1人程度	管理栄養士の免許を有する人又は令和3年に実施される国家試験に合格する見込みの人で、昭和63年4月2日以降に生まれた人	
診療放射線技師	1人程度	診療放射線技師の免許を有する人又は令和3年に実施される国家試験に合格する見込みの人で、昭和63年4月2日以後に生まれた人	
臨床検査技師	1人程度	臨床検査技師の免許を有する人又は令和3年に実施される国家試験に合格する見込みの人で、昭和63年4月2日以後に生まれた人	
理学療法士	1人程度	理学療法士の免許を有する人又は令和3年に実施される国家試験に合格する見込みの人で、昭和63年4月2日以後に生まれた人	
獣 医 師	1人程度	獣医師の免許を有する人又は令和3年に実施される国家試験に合格する見込みの人で、昭和56年4月2日以後に生まれた人	
保 健 師	4人程度	保健師の免許を有する人又は令和3年に実施される国家試験に合格する見込みの人で、昭和63年4月2日以後に生まれた人	
消 防	2人程度	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは令和3年3月までに卒業する見込みの人又はこれらに相当する資格を有すると市長が認める人で、昭和63年4月2日以後に生まれた人	以下の条件を全て満たす人 1 高松市内又は消防局長が認める高松市周辺に居住できる人 2 普通自動車、準中型自動車、中型自動車、大型自動車のいずれかの運転免許証を持つ人又は令和3年3月までに取得する見込みの人（AT車限定は除く。） 3 次の身体的条件を満たす人 ①男性は身長おおむね160cm以上、体重おおむね50kg以上、胸囲はおおむね身長 $\frac{2}{3}$ 以上であること。 ②女性は身長おおむね155cm以上、体重おおむね45kg以上、胸囲はおおむね身長 $\frac{2}{3}$ 以上であること。 ③視力（矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。 ④言語が明瞭で、十分発声のできること。 ⑤聴力が左右正常であること。
消 防 (救急救命士)	2人程度 (救急救命士の資格を必要としない職場で勤務する場合あり)	救急救命士の免許を有する人又は令和3年に実施される国家試験に合格する見込みの人で、昭和63年4月2日以後に生まれた人	

(注)

- 1 経験者対象の募集要項については、令和2年8月3日（月）、短大・高校卒等及び障がい者を対象とした募集要項については、令和2年8月19日（水）に配布開始予定です。
- 2 申込みができる職種は1つに限り、申込書受付後の変更は認められません。
- 3 「事務（新型コロナウイルス感染症雇用対策）」の職種は、申込み時点で正規職員として勤務している人は応募できません。
- 4 「事務（新型コロナウイルス感染症雇用対策）」の職種は、第2次試験に合格した際、内定取消となったことが確認できる書類の提出が必要です。証明書類の提出がない場合は、受験資格を喪失します。
- 5 資格・免許等の取得が受験資格の要件となっている職種は、第2次試験に合格した際、資格・免許等の証明書類（受験資格等を確認できるもの）の提出が必要です（取得する見込みの人を除く。）。証明書類の提出がない場合は、受験資格を喪失します。
- 6 「消防」及び「消防（救急救命士）」の身体的条件は、第2次試験合格者に対して行う身体検査において確認します。第2次試験に合格した場合でも身体的条件を満たさない場合は、受験資格を喪失します。
- 7 「消防」及び「消防（救急救命士）」を除く職種は、日本国籍を有しない人（永住者又は特別永住者に限る。）も受験できます。受験申込みの際は在留カードの写しなど、在留資格を証する書類の提出が必要です。また、「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、日本国籍を有しない職員は、住民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為を行う業務（公権力の行使）及び公の意思の形成に参画する業務に携わることができません。
- 8 次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。（地方公務員法第16条の欠格条項）
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 高松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 9 視覚障害その他の障害のため拡大文字などによる受験措置を希望する場合、試験当日に車椅子の使用を希望する場合など、受験に際して要望のある人は、あらかじめ申し出てください。

2 受験申込みの手続き

下記のいずれかの方法で申込みをしてください。ただし、申込みは1回に限ります。
(※できる限りインターネットによる申込みを利用してください。)

【インターネットによる申込み】

- (1) 高松市ホームページにある「くらしの情報」→「市役所総合案内」→「電子申請・届出」にある「オンラインサービス」から「電子申請・届出サービス」→「利用者登録」で利用者情報を登録し、受験申込みをしてください。（不明な点は、「電子申請・届出サービス」の中の「ヘルプ」を参照してください。）
※「オンラインサービス」：<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/sogo/shinsei/index.html>
- (2) 受験申込み後に、「申込完了通知メール」が届きます。
- (3) 受験申込みの受付後に、「受験票発行通知メール」が届きます。（数日かかる場合があります。）
- (4) 「受験票発行通知メール」の手順に従って、受験票を印刷してください。
- (5) 6月15日（月）までに「受験票発行通知メール」が届かない場合は、高松市役所人事課まで必ずお問い合わせください。

【郵送による申込み】※持参での申込みは受け付けておりませんので注意してください。

- (1) 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票を切り離さずに高松市役所人事課へ申込みをしてください。申込書及び受験票返信用封筒（長形3号に84円分の切手を貼って、宛先を明記したもの）を、「採用試験受験」と朱書きした封筒に入れ、簡易書留で高松市役所人事課へ郵送してください。
- (2) 受験申込書の受付後に、受験票を返信用封筒に入れて郵送します。
- (3) 6月15日（月）までに受験票が届かない場合は、高松市役所人事課まで必ずお問い合わせください。

3 受験申込期間

令和2年5月25日（月）から令和2年6月8日（月）まで

※インターネットによる申込みは、6月8日（月）の申込み完了分まで、郵送による申込みは、6月8日（月）の消印まで有効です。

4 採用試験の方法、日時及び場所

試験は第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して、第3次試験は第2次試験の合格者に対して行います。ただし、職種によっては、第2次試験を省略する場合があります（第1次試験の合格者に通知します。）。

《第1次試験実施日時》

試験日	職種	時間	試験種目（配点）	試験時間	試験場所
令和2年 6月27日（土）	消防 消防（救急救命士）	午前9時～ 午後0時50分	・教養試験（70点） ・適性検査（30点）	・2時間 ・50分	高松市役所 本庁舎

試験日	職種	時間	試験種目(配点)	試験時間	試験場所
令和2年 6月28日(日)	事務 土木 土木(短大) 建築	午前9時～ 午後2時30分	・教養試験(50点) ・専門試験(50点)	・2時間 ・2時間	高松市役所 本庁舎
	保健師	午後0時30分～ 午後2時30分	・専門試験(100点)	・1時間30分	
	事務(新型コロナウイルス 感染症雇用対策) 薬剤師 栄養士 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 獣医師	午前9時～ 午前11時30分	・教養試験(100点)	・2時間	又は 高松市防災 合同庁舎

(注)

10 試験場所及び日時は変更する場合があります。変更する場合は、市ホームページに掲載するとともに、6月19日(金)までに、受験申込書記載のメールアドレス宛てに電子メールにて連絡します。

11 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、試験当日は必ずマスクを着用してください。また当日の朝は、必ず検温を行い、発熱等の症状がある場合は午前8時30分までに電話にて人事課へ連絡してください。発熱等で当日の受験が困難となった場合には、再試験について案内します。

12 いずれの職種の試験も択一選択式です。

13 受験会場は、当日午前8時に高松市役所1階市民ホールで発表します。

「保健師」を受験する人については、午前11時30分に受験会場を発表します。

《第1次試験の持参物》

受験票(受験票に必ず写真を貼り付けて持参してください。第1次試験の当日に受験票がない場合又は写真が貼られていない場合は受験できません。)

HBの鉛筆(5本以上)、消しゴム

昼食(教養試験・専門試験ともに実施される職種を受験する人のみ)

※時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限り、携帯電話などを時計の代用品として使用することはできません。

(試験種目ごとの内容)

試験種目	試験内容と出題分野	
教養試験	公務員として必要な一般的知識についての筆記試験を行います。	
専門試験	職種に応じて必要な専門的知識についての筆記試験を行います。出題分野は以下のとおりです。	
	事務	憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学、国際関係等
	土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、材料・施工等の土木技術者としての専門知識
	建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工等の建築技術者としての専門知識
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論等の保健師としての専門知識	
適性検査	職務を遂行するために必要な素質及び適性について検査します。	

《第1次試験の合格発表》

市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者に郵送で通知します。合格発表の日程の詳細は、第1次試験当日にお知らせします。

《第2次試験》実施日は第1次試験の合格者に通知します。

- ・口述試験 (集団面接等)
- ・体力測定 「消防」及び「消防(救急救命士)」のみ実施(職務を遂行するために必要な体力の測定)

《第3次試験》実施日は第2次試験の合格者に通知します。

- ・口述試験 (個別面接)
- ・身体検査 「消防」及び「消防(救急救命士)」のみ実施(医療機関で検査を受け、本市所定の身体検査書を提出していただきます。)

※それぞれの試験成績が一定以下の場合、合格者なしとする職種もあります。

5 採用試験成績の通知について

受験者本人が希望する場合には、試験成績を通知します。

- ・対象者 : 各試験の不合格者(不合格となった試験の成績のみ通知します。)
- ・通知時期と方法 : 各試験の合格発表日以後、速やかに郵送で通知します。

※請求方法等の詳細は「職員採用試験成績通知請求書」に記載しています。

6 合格から正式採用まで

最終合格者は採用候補者名簿（有効期限は、令和3年3月31日まで）に登載され、その中から採用者が決定されます。また、地方公務員法第22条の規定により、採用の日から6か月以上1か年の期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

（補欠合格者）

最終合格者のほかに補欠合格者を決定することがありますが、補欠合格者は、欠員などが生じた場合に限り、採用の対象となります。

（採用資格の喪失・採用の取消）

以下の場合には、試験に合格しても採用されません。

- ・令和3年3月31日までに卒業する見込みの人が同日までに卒業できなかった場合
- ・資格・免許が必要な職種で同資格・免許を取得する見込みの人が資格・免許を取得できなかった場合（令和3年に実施される国家試験に不合格の場合など）
- ・地方公務員法第16条（1の注8参照）のいずれかに該当することとなった場合

7 勤務条件

採用時の勤務条件は、以下のとおりです。

（勤務時間）

原則、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、職種・勤務場所により変則勤務があります。）

（給与）

令和2年5月現在の初任給（初任給調整手当・調整額・地域手当を含む。）は次のとおりです。また、職歴などを有する人は、一定の基準により加算される場合があります。このほか、期末・勤勉手当、通勤手当、住居手当などの手当があります。

職 種	初 任 給	
事務 建築	大学卒	193,132 円
事務（新型コロナウイルス感染症雇用対策）	大学卒	193,132 円
	短大卒	172,886 円
	高校卒	159,636 円
土木	大学卒	193,132 円
	短大卒	172,886 円
栄養士	大学卒	200,022 円
	短大卒	179,034 円
薬剤師	大学6卒	231,610 円
	大学卒	208,184 円
診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士	大学卒	208,184 円
	短大卒	194,616 円
獣医師	大学6卒	286,610 円
保健師	大学卒	210,304 円
	短大3卒	203,732 円
消防	大学卒	213,272 円
消防（救急救命士）	大学卒	213,272 円
	短大卒	196,630 円
	高校卒	175,854 円

（勤務場所）

高松市役所、高松市防災合同庁舎、総合センター・支所・出張所、保健所、消防局、病院局など

8 その他

- ・遅刻した場合は受験できません。
- ・試験場所に駐車場はありません（近隣の有料駐車場等を利用してください。）。
- ・受験のために要する旅費などの経費は、全て本人の負担とします。
- ・受験のために提出された書類は返却しません。
- ・天候その他災害により、試験を延期する場合は、当日の午前7時30分までに、高松市役所ホームページ（くらしの情報の新着情報）により掲載します。

9 申込み・問い合わせ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
高松市役所（3階） 総務局人事課 採用担当

TEL 087-839-2144

FAX 087-839-2190

MAIL jinji@city.takamatsu.lg.jp